

**2020（令和2）年度**

**長崎純心大学**

# **自己点検・評価報告書**

—内部質保証体制の構築へ向けて—

**2021（令和3）年10月**

# 目 次

はじめに ——2020 年度自己点検・評価の方針——	1
<b>第Ⅰ章 【点検・評価項目①】 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。</b>	
1 説明	2
(1) 「長崎純心大学内部質保証に関する規程」ならびに概念図「PDCA 体制」の制定（2021 年 3 月）に至るまでの経緯	
(2) 組織運営に係る学内諸規程・諸規則の現状（2020 年度）	
2 点検・評価	7
<b>第Ⅱ章 【点検・評価項目②】 前回の認証評価受審時(2017 年度)に問題点として指摘のあった事項が確実に改善されているか。</b>	
1 説明	8
〔努力課題 1〕 研究科における課程ごとの学位授与方針	
〔努力課題 2〕 研究科における課程ごとの教育課程の編成・実施方針	
〔努力課題 3〕 履修登録単位数の上限規定と確認のシステム	
〔努力課題 4〕 研究科におけるシラバスの点検体制	
〔努力課題 5〕 研究科における独自のFD活動	
〔努力課題 6〕 研究科における課程ごとの学位論文審査基準	
〔努力課題 7〕 研究科における課程ごとの学生の受け入れ方針	
〔努力課題 8〕 内部質保証体制	
〔改善勧告 1〕 入学定員に対する入学者数比率（現代福祉学科）および収容定員に対する在籍学生数比率（人間心理学科）	
2 点検・評価	14
おわりに ——今後の大学改善へ向けて——	16

## はじめに —2020 年度自己点検・評価の方針—

学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、ここに、2020 年度における長崎純心大学の状況について自ら点検及び評価を行った結果を報告する。

同法施行規則の第 166 条は、大学が自己点検・評価を行うにあたっては「同項の趣旨に即し適切な項目を設定する」ことを求めている。これについて本学においては、7 年に一度のサイクルで行われる認証評価（第三者評価）と異なり、自己点検・評価は恒常的に、理想的には毎年実施されることが望ましく、それを無理なく実行しうるためには評価項目は網羅的であるよりも、今年はかくかくの点、次年度はしかじかの点をとるように、焦点化された仕方での“その年度の”点検・評価項目を設定することが良策であろうと判断している

そこで、2021 年 4 月 7 日開催の点検評価運営委員会では、2020 年度の自己点検・評価報告書に〈内部質保証体制の構築へ向けて〉という表題を掲げるとともに、点検・評価の項目については、今回、下記のように設定した。

**【点検・評価項目①】** 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。（←cf. 大学基準協会 基準 2-①・②）

**【点検・評価項目②】** 前回の認証評価受審（2017 年度）時に問題点として指摘のあった事項が確実に改善されているか。

2 つの点検・評価項目のうち①においては、18 歳人口の減少等により大学経営の危機が慢性化するなかで、教学の“持続可能”な発展と安定的経営のための最重要なカギを握るものと言っても過言ではない「内部質保証」を正面から取り上げる。特に、2018 年に学科の改組、2019 年に全学科男女共学化と、2 年連続で大きな内部改革を断行した本学にとって、それらの改革が単に入学者増という一時的な効果をもたらすにとどまらず、真に本学の教育研究の質的向上につながったことを証明しうるためには、計画され実施されたことの成果を点検・評価し、その結果をさらなる改善につなげていく仕組みを組織内に構築することは不可欠といえよう。

内部質保証体制の構築は、点検・評価項目②で問題とする 2017 年度認証評価においても、努力課題として大学基準協会より指摘を受けたことの一つであった。この時の受審結果を踏まえた改善報告書を同協会に提出する期限が 2021 年 7 月末となっていることから、その前年の 2020 年度において、認証評価後の改善状況を逐条的に自己点検・評価することが時宜に適っていると判断した次第である。

# 第 I 章 【点検・評価項目①】内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

## 1 説明

### (1) 「長崎純心大学内部質保証に関する規程」ならびに概念図「PDCA体制」の制定(2021年3月)に至るまでの経緯

内部質保証という言葉は、公益財団法人 大学基準協会によれば、「PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」と定義されている(大学基準協会『大学評価ハンドブック』2021(令和3)年版、p.3)。

2004(平成16)年に大学評価機関として国の認証を受けた同協会は、2011(平成23)年以降の大学評価において「内部質保証を重視する」方針を打ち出し、特に、2018(平成30)年から始まる第3期認証評価においては「これまで以上に内部質保証が重視」されるとして、次のような説明を加えている(下線は本稿筆者による)。

(…) そのポイントは、学部・研究科といった部局ごとの自己点検・評価等の取り組みを前提としつつ、全学的な教学マネジメントの状況により重きを置いて評価するところにあります。教育の充実と学生の学習成果の向上を図るために、大学は組織的に教育活動を展開していかなければなりません。その際に要となるのが、学長を中心とした教学マネジメントです。それによって、教育の企画・設計から運用、検証、改善に至るプロセスが円滑に機能するように図っていくことが求められているのであり、内部質保証を重視する大学評価において全学的な教学マネジメントの状況に目を向けるのは、こうした理由によります。

(『大学評価ハンドブック』2021年版、p.3)

長崎純心大学の内部でも、ここでいう「学長を中心とした」「全学的な教学マネジメント」を機能させることの必要性は、以前より全く語られないわけではなかった。例えば、2016(平成28)年3月14日に教育開発委員会(当時)の企画運営により実施された教職員全員参加のFD研修会では、「教育の内部質保証を考える」をメインテーマに掲げ、大学評価の専門家をゲスト講師(高田英一氏)に迎えて「内部質保証のあり方—『内部質保証ハンドブック』を中心に—」と題する講演を全員で聴く機会を持った。その1年後、「教育の理念・教育目標の共有」をテーマに掲げて2017(平成29)年3月13日に実施されたFD研修会でも、大学基準協会特任研究員(当時)の生和秀敏氏より「第三期認証評価における大学評価システムの変更について」と題する講演をいただく中で、大学が内部質保証のシステムを構築し、自ら定めた目標に

向かって主体的に改善に取り組んでいくことが今、求められているという認識を共有する機会があった。

しかし、これらは所詮、研修会という場で行われた問題提起の域を出るものではなく、その成果として現実に本学の中に内部質保証のシステムと言えるものが構築されたわけではなかった。その結果、本報告書の第Ⅱ章で取り上げるように、2017(平成29)年度に大学基準協会による大学評価(認証評価)を受審した際、「全学的な観点からの自己点検・評価の実施は不十分である」と指摘され、「体制を整備し、適切な自己点検・評価の実施及びそれに基づく改善に取り組み、内部質保証システムを構築・機能させることが望まれる」と助言を受けるに至った。

2019(令和元)年8月20日には、「調査データを踏まえて「改善」のステップへ!」とのテーマの下、教職員全員参加のSD研修会を実施した。そこでは、①学修行動調査(3年次及び1年次対象のジェイ・サーブ委託調査)の結果 ②卒業時アンケート(IR委員会が作成し、卒業式前日の学科別集会において実施)の結果 ③授業アンケート(2018年度前期及び後期実施分)の学科別集計結果 ④休・退学者数の状況 ⑤学生相談室来談者数・相談理由等の状況 の5種類の内部調査資料に基づき、今後の本学の改善に何が必要かをめぐる活発な討議が午前から午後にかけて展開された。

このように、2020(令和2)年に先立つ数年前から徐々にではあるが、大学全体としての組織的な検証とそれに基づく改善が恒常的に行われるようにするためのプロセス(内部質保証システム)を待望する機運は高まりつつあった。しかし、それが現実的に機能するためには、大学基準協会も強調していることであるが(大学基準2「内部質保証」の「解説」を参照)、第一に「内部質保証のための全学的な方針及び手続き」を学内の規程として明文化すること、第二に、「内部質保証の推進に責任を負う組織」を整備し、その権限と役割を明確に定めることがどうしても必要である。にもかかわらず、この2つのものがいずれも本学には欠けており、そのため、各種の実態調査や研修会等で得た有益な知見等を実際の状況の改善へとつなぐことができなかったり、たとえ何かの“改善”が実行されることがあっても、それは大学の方針に基づくというより、一部の部署ないし個人が機に臨んで偶々思いついた策に過ぎなかったりしていたのが、これまでの実情であった。

2020(令和2)年度は、この状況をどうにか変えようとする努力が払われた一年であった。事務局長を中心に、本学の内部質保証に関する規程及びPDCAサイクルの概念図を初めて制定するための準備が進められ、成案は最終的に、2021年3月19日開催の教育研究運営委員会・3月22日開催の教授会において審議の結果承認された。

規程の全文及び概念図「長崎純心大学内部質保証PDCA体制」(規程第4条第2項関係の別添)を、以下に引用して掲げる。

## 長崎純心大学内部質保証に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎純心大学(以下「本学」という。)の内部質保証に関する事項を定める。  
(定義)

第2条 この規程において内部質保証とは、本学がその使命や目的を実現するため、自らが行う教育・研究及び社会的貢献並びにそれを支える組織・施設の状況等について点検評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上のための取組に努め大学に求められる社会的負託に応えるため、それらの取組が一定水準にあることを自らの責任において社会に示していくための恒常的・継続的活動をいう。

(内部質保証の体制)

第3条 本学の内部質保証の最高責任者は学長とし、その推進の責任を負う組織は、教育研究運営委員会とする。

2 その下部組織は、IR委員会、中期目標・中期計画策定検討委員会、点検評価運営委員会、FD運営委員会、SD委員会とする。下部組織は、内部質保証を適切に行うために次の事項を実施する。

(1) IR委員会は、学修時間や教育の成果その他の教育研究に関する客観的な情報の収集及び分析を行い提供する。

(2) 中期目標・中期計画策定検討委員会は、本学の中期目標、中期計画、年度計画を策定し、その実施状況の管理、点検評価を行う。

(3) 点検評価運営委員会は、外部評価委員会及び認証評価による評価を含め、点検評価に係る基本の方針を策定し、その実施に関して自己点検評価委員会並びに研究科委員会内点検評価委員会に対して必要な指示を行うとともに、その結果を「自己点検・評価報告書」として公表する。

(4) FD運営委員会は、教育内容・教育方法等の改善を図るための組織的な研修等に係る基本の方針を策定し、その実施に関して教育開発・FD委員会並びに研究科委員会内FD委員会に対して必要な指示を行う。

(5) SD委員会は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため必要な知識及び技能に関して、その能力及び資質を向上させる研修等を企画し実施する。

3 教育研究運営委員会、IR委員会、中期目標・中期計画策定検討委員会、点検評価運営委員会、FD運営委員会及びSD委員会の組織運営等に関する詳細については、別に定める。

(PDCAサイクル)

第4条 内部質保証の実施においては、次に掲げる事項の順次的・周期的な実行(以下「PDCAサイクル」という。)により、本学の絶え間ない業務改善及び向上を図るものとする。なお本学のPDCAサイクルは年度において実施し、改善に向けた点検・評価を必ず年度内に行う。

(1) P計画 目標及び計画の策定及び改定

(2) D実施 計画の実施及びその成果の測定

(3) C点検 実施した計画の点検及び改善措置の策定

(4) A行為 改善措置による計画の実施及びその成果の測定

2 本学の内部質保証のPDCAサイクルは、別添の「長崎純心大学内部質保証PDCA体制」のとおり「全学レベル」、「学部・研究科、事務職員部等レベル」、「各学科・委員会、事務職員課等レベル」の3つのレベル(水準)において機能させることを旨とし、各レベル間にあっては指示の明確化、報告の徹底等により継続的な連携協力を努めるものとする。

(その他)

第5条 学長は、この規程に定めるほか、内部質保証に関する必要事項を別に定めることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教育研究運営委員会の議を経て学長が行うものとする。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。



## (2) 組織運営に係る学内諸規程・諸規則の現状 (2020 年度)

新たに制定した「長崎純心大学内部質保証に関する規程」(以下「新規規程」という。)の第3条第3項に「**教育研究運営委員会、IR委員会、中期目標・中期計画策定検討委員会、点検評価運営委員会、FD運営委員会及びSD委員会**の組織運営等に関する詳細については、別に定める」とあり、ここに言及されている6つの委員会に係る学内の諸規程・諸規則を、新規規程と整合性のとれたかたちのものへと改定することが、現在、喫緊の課題となっている。2020年度現在、これらの委員会について定めた諸規程・諸規則は、一応存在はしているものの、どの委員会も、発足した当初は本学における「内部質保証」の推進に中心的な責任を負う機関という位置づけは与えられていなかったのであり、それを今後、その観点から各委員会の組織や任務について再定義する必要があるからである。

問題は、この6つの委員会ならびにその規程・規則のみにとどまらない。

まず、そもそも長崎純心大学の運営のため学内にどのような組織や機関(委員会含む)・役職等を置くかということを決めた、各委員会規程・規則の“親規程”ともいべき規程(「**長崎純心大学 運営の組織規程**」)が現行のままでよいかどうか、問い直されなければならない。例えば、現行「運営の組織規程」の第2条第3項は「学長」の職務について述べているが、そこには、学長が「内部質保証」の最高責任者(新規規程の第3条第1項参照)となるとは書かれていない。

次に、新規規程の第3条第2項第3号及び第4号にその名が登場する「**自己点検評価委員会**」と「**教育開発・FD委員会**」という2つの委員会(いずれも常任委員会の一)について、内部質保証体制の中での位置づけ(特に、それぞれの上位にある点検評価運営委員会/FD運営委員会との関係)や役割を現行の委員会規則が適切に定めているかどうか点検され、定められていなければ改正されねばならない。

次に、新規規程は大学院を含む大学組織全体の内部質保証を問題としている以上、本学の大学院(研究科)に係る諸規程(「**研究科委員会規程**」ほか)が現在、どのようになっているかを点検し、新規規程を意識しつつ必要な改正が施されねばならない。特に、新規規程の第3条第2項第3号及び第4号や、運営の組織規程(現行第8条第12号)によれば、研究科委員会の内部に教務、入試、点検評価、FD等の個別業務を担当するための各種「小委員会」を組織することになっているにもかかわらず、現行の研究科委員会規程にはこれらの小委員会について何も触れられておらず、整合性を欠くことは明らかである。

学内には、長崎純心大学として、あるいは、学校法人純心女子学園として、経営ならびに運営を適切に行っていくために定められた諸規程・諸規則の類が、非常に数多く存在している(2021年3月3日現在、大学HPのスタッフサイト掲載の「規則集」を見ると、計189種に及ぶ諸規程・諸規則の類が確認できる)。これらの多くは、そのときどきの必要に応じて制定され、年代的に後になって制定された規程ほど、他の先行諸

規程への目配せが疎かになり、ただそれ自身に固有の論理のみによって成文化される率が高まるため、“あちら”ではこう定めているのに“こちら”ではこうなっているといった、いわゆる規程相互の不整合が生じがちである。

先に、「内部質保証」との係わりで優先的に見直しを図られるべきである諸規程・諸規則を取り上げ説明したが、それらを改正しさえすれば十分ということではなく、現存する学内諸規程・諸規則の類を総合的に点検し、不整合が見つければ正していくことこそ、真に内部質保証の名にふさわしい取り組みと言える。

## 2 点検・評価

本学は内部質保証に関する方針と PDCA 体制を整備するために、2020 年度において、「長崎純心大学内部質保証に関する規程」「長崎純心大学内部質保証 PDCA 体制」を整備した。また、2021 年度中に、主な規程の見直し改正を実施し体制整備を実施する見込みである。

内部質保証を十分に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高め、結果を改善・改革に繋げることが重要であり、内部質保証システムを構築しても、結果として単に体制を整えただけの形式的なものにならないようにする必要がある。

また、PDCA サイクルを適切に機能させることにより説明し証明していく内部質保証は、教育、学習等の質保証に加え、施設設備、財務、経営といった多方面に関係していくもので、学生の教育面での満足率、学生生活面での満足率向上、それに影響される学生の学生定員充足率等や入学者定員充足率などに深くかかわってくるものである。

学生が安心して質の高い教育を継続的に受けられる状況にあるために、教学面はもとより多方面から状況を検証し改善、改革していくために、本内部質保証と 2021 年度策定している新中期目標中期計画とを相互に連動させながら PDCA サイクルを実質的に運用し改善・改革に繋げ本学の質向上に努めていく方針である。

## 第Ⅱ章 【点検・評価項目②】 前回の認証評価受審時(2017年度)に問題点として指摘のあった事項が確実に改善されているか。

### 1 説明

本学は、国の認証を受けた大学評価機関の一つである公益財団法人 大学基準協会（以下「基準協会」と記す）による第2期（当時）認証評価を2017(平成29)年度に受審し、その結果2018年3月末、「貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は2025（平成37）年3月31日までとする」（ママ）に始まる「評価結果」の通知を得ることができた。本学HPからも読むことのできる、この「長崎純心大学に対する大学評価（認証評価）結果」※（以下「認証評価結果」と記す）には、地域貢献活動への多彩な取り組みなど本学の「長所」が挙げられる一方、さらなる改善のための数々の提言（「努力課題」として8件、「改善勧告」として1件）も盛り込まれており、本学のその後に課題を残した。

まず、そのおり基準協会より指摘を受けた事項を一覧にして下に掲げる。

	指 摘 事 項
【努力課題】 No.1	人間文化研究科において、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果を示した学位授与方針を課程ごとに定めるよう改善が望まれる。 (認証評価結果 p.6)
No.2	人間文化研究科において、教育内容や方法などに関する基本的な考え方を示した明確な教育課程の編成・実施方針を課程ごとに定めるよう改善が望まれる。 (認証評価結果 p.6)
No.3	人文学部の1年間に履修登録できる単位数の上限について、48単位を超えないことを原則としており、例外については別に定めると学則で規定している。しかし、別に定めている内規等はなく、『Campus Guide』において「再履修する科目の単位」等と明示しているだけであり、履修登録の段階で48単位を超えていないか確認するシステムを整備していないため、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。 (認証評価結果 p.9)
No.4	人間文化研究科において、いずれの課程においてもシラバスで一部の科目については授業内容や成績評価等の事項が記載されておらず、全体的に記述の精粗がみられるため、シラバスの点検体制を構築し、改善することが望まれる。 (認証評価結果 pp.9-10)
No.5	人間文化研究科において、研究科独自の教育の観点に特化したFD活動が十分に行われていないため、改善が望まれる。 (認証評価結果 p.10)
No.6	人間文化研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに明確に定め、『履修等案内』などに明記するよう、改善が望まれる。 (認証評価結果 p.11)
No.7	人間文化研究科において、学生の受け入れ方針が課程ごとに定められていないので、改善が望まれる。 (認証評価結果 p.12)
No.8	「自己点検評価委員会」において、学部の教育内容等については自己点検・評価されているものの、研究科における取組みについては自己点検・評価が行われていない。また、全学的に取り組む事項については自己点検・評価を行う体制が整備されておらず、大学の諸活動についての自己点検・評価が不十分であるため、自己点検・評価に取り組む適切な体制及びその結果に基づき改善プロセスを構築し、教育の質保証に取り組むよう改善が望まれる。 (認証評価結果 p.19)
【改善勧告】 No.1	人文学部現代福祉学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.82、0.79と低いので、是正されたい。また、同人間心理学科において、収容定員に対する在籍学生数比率が0.88と低いので、是正されたい。 (認証評価結果 p.12)

(※) [https://www.n-junshin.ac.jp/univ/mt\\_profile/2018\\_evaluation\\_result.pdf](https://www.n-junshin.ac.jp/univ/mt_profile/2018_evaluation_result.pdf)

これらの課題に対しては、本来であれば、この認証評価結果を受領した直後（2018年度）にでも改善を実施することが望ましいところであった。しかし、現実にはこの後、2017年度から2018年度にかけて学科再編（5学科体制から3学科体制へ）、また2018年度から2019年度にかけては全学科男女共学化という、本学の歴史にとっては大きな意味をもつ組織改革が続いたこともあり、基準協会より指摘を受けた事項への直接的な対応は、一部を除き2020(令和2)年度まで持ち越されざるを得なかった。

そこで、ここからは、2017年度の認証評価結果にあった「努力課題」8件と「改善勧告」1件のそれぞれについて、本稿執筆時点（2021(令和3)年6月）までの改善状況がどのようになっているか、その詳細を記述していく。

### 〔努力課題1〕 研究科における課程ごとの学位授与方針

2020(令和2)年3月18日開催の第13回研究科委員会で学位授与方針について検討を始め、同年6月17日の同委員会で課程ごとの学位授与方針案を提案し、審議した。その後、2回の研究科委員会メーリングリストによる会議にて修正し同年6月20日をもって確定とした。

決定した学位授与方針は2020(令和2)年度から大学ホームページ上に掲載し、2021(令和3)年度から入学者用『履修等案内』の冊子にも明記した（下記参照）。

#### 大学院 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

カトリシズムの精神にのっとり創設されている長崎純心大学大学院人間文化研究科は、博士前期課程（前期2年、学位：修士）、博士後期課程（後期3年、学位：博士）で構成されています。研究分野は文化、福祉、心理、教育・保育の各分野からなり、各分野においてその学術理論及び応用実践を攻究し、その成果をもって文化、社会の発展に寄与することを目的としています。

##### 【博士前期課程】

この目的を達成するための指針、

1. 各研究分野における幅広い学問の基礎的能力
2. 高度な専門知識と倫理観をもとにした多角的思考力と分析力
3. 専門領域における問題解決力と専門職としての実践力

これらを身につけた上で修士論文または特定の課題の研究成果の審査及び最終試験に合格したものに、学位（修士）を授与します。

##### 【博士後期課程】

この目的を達成するための指針、

1. 十分な学術専門知識
2. 新たな知を創造する研究能力
3. 各研究分野における優れた学術的な成果

これらを満たした上で博士の学位論文の審査及び最終試験に合格したものに、学位（博士）を授与します。

## 〔努力課題 2〕 研究科における課程ごとの教育課程の編成・実施方針

2020(令和 2)年 3 月 18 日開催の第 13 回研究科委員会で検討を始め、同年 6 月 17 日の同委員会で課程ごとのカリキュラム・ポリシー案、アセスメント・ポリシー案を提案し、審議した。その後、2 回の研究科委員会メーリングリストによる会議にて修正し同年 6 月 20 日をもって両ポリシーを確定とした。

決定したカリキュラム・ポリシー（アセスメント・ポリシーを含む）は 2020(令和 2)年度からホームページ上に掲載し、2021(令和 3)年度から入学者用『履修等案内』の冊子にも明記した（下記参照）。

### 大学院 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本研究科では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した能力を取得させるため、次のような体系的な教育課程を編成し、身につけるべき力を定めています。

#### 【博士前期課程】

1. 博士前期課程には、統合科目、基軸科目、展開科目からなるカリキュラムが設定されています。
2. 本課程では、統合科目を履修し、また、他分野の基軸科目を履修することが可能であり、それによって多角的思考力や分析力を身につけます。
3. 本課程では、専門分野の基軸科目、展開科目を履修することによって専門分野における問題解決力、専門職としての実践力を身につけます。

#### 【博士後期課程】

1. 博士後期課程には基盤科目、総合展開科目からなるカリキュラムが設定されています。
2. 本課程では、基盤科目の履修により、十分な学術専門知識および新たな知を創造する能力を身につけます。
3. 本課程では、総合展開科目により各研究分野で学術的な成果を上げるための実行力を身につけます。

### アセスメント・ポリシー（学修成果の評価）

#### 【博士前期課程】

学修成果に対する評価は、以下の 3 点を総合的に評価します。

1. 履修した授業科目の成績
2. 提出される学位請求論文に係る研究発表
3. 学位請求論文

#### 【博士後期課程】

学修成果に対する評価は、以下の 3 点を総合的に評価します。

1. 履修した授業科目の成績
2. 提出される学位請求論文に係る学内外での研究発表
3. 学位請求論文

### 〔努力課題 3〕 履修登録単位数の上限規定と確認のシステム

「長崎純心大学履修科目の登録の上限に関する規程（案）」を 2018(平成 30)年 12 月 12 日開催の教務委員会において協議した。同規程は、2019(平成 31)年 2 月 13 日開催の教授会において承認され、2019(平成 31)年 4 月 1 日から施行した。2019 年度以降、同規程は入学者用『Campus Guide』にも収録・掲載している。

併せて、学生の履修登録後に CARE 事務システムのデータ解析によって年間修得単位数集計を行う工程をシステム化した。その結果、規程が適用されるすべての学生の履修登録単位数を自動的に抽出できるようになったため、2019 年度前期からは、上限を超える学生に対して学事課が履修計画を再考するよう促し、登録取消の手続きを行うように改善されている。

### 〔努力課題 4〕 研究科におけるシラバスの点検体制

指摘事項の改善に向けた第一歩として、2020(令和 2)年 6 月 5 日に研究科委員会内教務委員会を招集し、シラバス点検体制の構築及び 2020 年度シラバス点検の履行計画についての検討会を行った。そこでの検討結果に基づき、シラバス点検体制の案ならびに関連する諸文書（依頼書、入力要項等）の案が研究科教務委員によって作成され、2020(令和 2)年 6 月 17 日開催の研究科委員会において審議の上、承認された。

こうして策定した点検体制の下、研究科教務委員及び学事課職員によりシラバス未入力科目を洗い出す作業が実施され、未入力判明した科目については、科目担当者への入力依頼を行った（2020 年 6 月 17 日～7 月 17 日）。これを受け、同年 9 月 9 日開催の研究科委員会では、研究科教務委員より 2020 年度シラバス登録及び点検作業の状況についての報告が行われた。

その後も教務委員及び職員によるシラバスチェックは継続され、2020(令和 2)年 12 月 2 日、研究科委員会内教務委員会において点検状況及び課題の共有を行うとともに、今後の方針に関し、次回研究科委員会に提案する内容をまとめた。かくして、2021 年 1 月 13 日開催の研究科委員会において、研究科教務委員より、シラバスチェック状況と 2020 年度の課題が報告された。

なお、2021 年度(今年度)のシラバスチェックは、2021 年 7 月 7 日の研究科教務委員会で確認された方法及び工程に基づき、7 月中に実施する予定である。

## 〔努力課題 5〕 研究科における独自のFD活動

院独自のFD活動について検討するため、2020(令和2)年6月17日、研究科委員会内FD委員会を招集し、「授業改善のとりくみ」と題する活動の実施を決定した。同年7月15日開催の研究科委員会の席上、常勤教員全員に対して自らの「授業改善のとりくみ」を記述した文書を提出することを依頼し、実際に提出されたとりくみは一覧表にして同年9月9日の研究科委員会で配布、各自の授業改善に役立てた。

その他にも、2020年度全体を通して研究科FD委員会は活発に活動した。具体的には、まず、2020(令和2)年10月7日の第2回研究科FD委員会では、本研究科の課題4点(①研究分野名についての検討、②修士論文の選択制や提出期日の検討、③研究分野間で基軸科目の履修要件単位数に差があることの検討、④統合科目と専門科目のバランスについての検討)が提案され検討を始めた。その中で、③④については早急な対応が必要と判断されたため、同年11月4日開催の研究科委員会で改善の提案を行い、その結果、③研究分野間での基軸科目の履修要件単位数を統一すること、④統合科目の履修要件単位数を減らし専門科目である基軸科目の履修要件単位数を増やすことが承認された。さらに、2020年度第3回の研究科FD委員会(同年11月4日)においては、統合科目については選択必修2単位にすること、また、基軸科目については研究分野ごとに科目数に偏りがあることから、専門性の高い科目を統合科目から基軸科目へ移すことが妥当との判断に至った。この2点について同年12月2日の研究科委員会で提案され、審議の上、承認された。

なお、2021(令和3)年度以後、院独自のFD活動をどのように展開していくかについては、本稿の執筆時(2021年6月中旬)現在、まだ明確な結論を得るには至っていないものの、6月14日に招集された2021年度第1回の研究科FD委員会では既にその検討が始まっており、「リモート授業」をテーマとする何らかの取り組みが近日中に提案される見込みである。

## 〔努力課題 6〕 研究科における課程ごとの学位論文審査基準

2020(令和2)年6月17日開催の研究科委員会で課程ごとの論文審査基準案を提案、審議した。その後、2回の研究科委員会メーリングリストによる会議にて修正し、同年6月20日をもって確定とした。

決定した課程ごとの論文審査基準は、2020(令和2)年度から大学ホームページ上に掲載し、2021(令和3)年度から入学者用『履修等案内』の冊子にも、それぞれの論文の審査プロセスの説明に先立つかたちで明示するようにした(下記参照)。

### 修士論文審査基準

1. 研究テーマが明確で独自性がある
2. 倫理審査委員会の審査が必要なテーマの場合、その承認を得ている
3. 先行研究との関連性が示されている
4. 目的に沿った適切な方法、分析が行われている
5. 構成が的確で、内容に一貫性と妥当性がある
6. 各専門領域の学位論文としての質とレベルが確保されている
7. 形式、引用が適切である

### 博士論文審査基準

1. 研究テーマが明確で独自性があり、かつ研究意義がある
2. 倫理審査委員会の審査が必要なテーマの場合、その承認を得ている
3. 研究テーマについての所属学会等での発表、論文の投稿等による学術的成果を有する
4. 先行研究との関連性が示されている
5. 目的に沿った適切な方法、分析が行われている
6. 構成が的確で、内容に一貫性と妥当性がある
7. 各専門領域の学位論文としての質とレベルが確保されており、新たな知の創造がある
8. 形式、引用が適切である
- 9.

### 〔努力課題 7〕 研究科における課程ごとの学生の受け入れ方針

2020(令和 2)年 3 月 18 日開催の第 13 回研究科委員会で学生の受け入れ方針について検討を始め、同年 6 月 17 日の同委員会で課程ごとのアドミッション・ポリシー案を提案し、審議した。その後、2 回の研究科委員会メーリングリストによる会議にて修正し 2020 年 6 月 20 日をもって確定とした。

決定した学生の受け入れ方針は 2020（令和 2）年度から大学ホームページ上に掲載し、2021 年度から入学者用『履修等案内』の冊子にも記載した（下記参照）。

### 大学院 アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本研究科は、設置の目的と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、次のような学生を受け入れます。

#### 【博士前期課程】

1. 専攻する各研究分野について強い志向性と創造力のある人
2. 研究を遂行する上での基礎的学力を有する人
3. 外国人留学生の場合、研究等に必要となる日本語能力を有する人

上記の人材を選抜するため本課程の入学試験では、提出された書類の審査及び個人面接による口頭試問を行います。さらに、臨床心理学分野においては、公認心理師として社会に貢献するために必要な心理学についての学部レベルの学力及び英語力を有する人を選抜するため、口頭試問に加え筆記試験を課します。

また、入学者選抜の基本方針として、複数の受験機会や多様な学生を評価できる入試を提供します。

#### 【博士後期課程】

1. 専攻する各研究分野に関する十分な学術専門知識を有する人
2. 学術研究能力があると認められる人
3. 外国人留学生の場合、研究等に必要な日本語能力を有する人

上記の人材を選抜するため本課程の入学試験では、提出された書類の審査及び個人面接による口頭試問を行います。口頭試問においては修士論文等や研究計画書を基にした質疑応答を通して、学術専門知識、学術研究能力、総合的思考力を判断します。

#### 〔努力課題 8〕 内部質保証体制

※〔努力課題 8〕に係る改善状況については、本報告書の第 I 章を参照（内容的に重複するため、ここでの説明は省略する）。

#### 〔改善勧告 1〕 入学定員に対する入学者数比率（現代福祉学科）および収容定員に対する在籍学生数比率（人間心理学科）

本学では、2018(平成 30)年度より、地域包括支援学科（2017 年度より現代福祉学科から名称変更）と人間心理学科を改組し、地域包括支援学科（心理学・カウンセリングコース、ソーシャルワークコース、地域包括ケアコース）で募集を行った。しかし、結果として地域包括支援学科の 2018 年度入学者実績は、入学定員 120 名に対し 89 名の入学にとどまった。

2019 年度より、地域包括支援学科の入学定員を 100 名に減じた。さらに同年度を境として、本学では全学科における男女共学化を実現し、地域包括支援学科においても男子学生の入学者が増加した。その結果、地域包括支援学科の入学者は、2019 年度は 89 名（定員充足率 0.89）にとどまったものの、2020 年度は 104 名（定員充足率 1.04）、2021 年度は 110 名（定員充足率 1.10）と増加傾向に転じ、今日に至っている。

2021 年 5 月 1 日現在、地域包括支援学科の収容定員に対する在籍学生数比率は、0.92 まで回復した。

## 2 点検・評価

遅まきながらにせよ、本学の大学院研究科が長らく語らずに済ませてきた諸方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及び学位論文の審査基準が制定・明示され、公表されるに至ったことは、本学における一つの前進であり、歓迎すべきことである。

しかし、これは学部のポリシーについても全く同様に言えることであるが、ポリシーが明示されるということは、「果たしてその方針に沿って現実に事が運ばれているか」という問いが絶えず突きつけられるということにほかならない。このたび行われた諸方針の制定作業は、今後本格的に本学の大学院を点検・評価の俎上に載せ、必要な改善を進めていくための足場づくりに相当するであろう。また、ポリシー自体も一度定めた後で不変不動ということはありません、同じく点検・評価の過程で絶えずその妥当性が問い返され、定期的に見直しが図られるべき性質のものだろう。

今、そうした見直しの機会に備えて、一つの問題点を指摘しておけば、「カリキュラム・ポリシー」の記述がこのままの状態ではあまりに簡略に過ぎ、本学大学院が、ディプロマ・ポリシーとの関わりにおいてどのようなカリキュラムを組織編成しているのかが具体的に見える記述となっていないことが挙げられる。博士前期課程の「統合科目」「基軸科目」「展開科目」、博士後期課程の「基盤科目」「総合展開科目」といった用語が何の注釈もなく並べられ、それら各々が何を意図しており、相互にどう関連しているのかは、現行の記述から何も窺い知ることはできない。

さらに疑問なのは、ディプロマ・ポリシーの中で、本学大学院の「研究分野は文化、福祉、心理、教育・保育の各分野からなり、各分野においてその学術理論及び応用実践を攻究」すると謳っておきながら、現行のカリキュラム・ポリシーには、こうした「分野」への言及が一切ないことである。研究分野が複数ある以上、カリキュラムが単純ではないことは自明の理であり、だとすれば、どの分野のカリキュラムをどのような考えに立って組織するか丁寧な説明が必要なところであった。

現在、学部と歩調を合わせて、2022年度より5か年の中期目標・中期計画を策定する作業が大学院においても進行中であり、この中期計画の中には、「前期課程と後期課程のカリキュラムの再検討を行う」こと、ならびに「院の整理統合を検討する」ことが盛り込まれる予定である(2021.9.8 研究科委員会審議決定)。いずれもその必要性があつての改革ではあろうが、カリキュラムの改革や「分野」の整理統合等に着手するにあたっては、それらの目指す方向が本学の「ポリシー」として公示されているものと整合的かどうかという点に十分な目配せがなされることを期待したい。

一方、2017年度の認証評価で大学基準協会より【改善勧告1】として指摘を受けた、本学人文学部の入学定員に対する改善については、2019年度において地域包括支援学科の定員を縮小し、かつ全学科における男女共学化を行ったことにより、2020年度、2021年度と収用定員を確保するまでに回復し、現在の地域包括支援学科の収容定員における在籍学生数比率は0.92までに回復された。今後も本学の教育の特色を効果的に打ち出すと共に、併願校への受験者層を取り込む戦略・広報の改善に努めていきたい。

## おわりに ―今後の大学改善へ向けて―

2020年度の自己点検・評価は、内部質保証体制の構築に向けての取り組みを重点的に点検し、評価した。

「内部質保証」を正面から取り上げるにあたって、2018年の学科改組、2019年の全学男女共学化の結果を検証することは重要な課題であった。報告書は2年にわたる両改革が2020年度の定員充足と経営改善に繋がってきていると指摘し、評価している。このことは「コロナ禍」の中でオンライン授業等非日常的な業務に追われる教職員を鼓舞するものであった。それはおのずと教育研究の質的向上に繋がることでもあった。

全学男女共学となって入学してきた学年は2022年度に最終学年を迎える。従って、2021年度は、キャリア教育、特に男子学生の就職目標の達成に力を注がなければならぬ。なぜなら卒業時の目標達成度によって改革の結果が評価されることになり、学生募集に顕著な影響を与えるからである。2020年度の就職内定率は96%、そのうち75%が県内での就職であった。中でも、公立学校教員採用選考試験の結果は、中学教員（国語）1名が2次試験で不合格であったが、小学校教員15名（長崎県、京都府、横浜市）、中学校教員（英語）2名（長崎県、佐賀県）全員が現役合格の高成績であった。高等学校長との面談においてさえも、高等学校だけでなく、小学校教諭として卒業生への評判は良く、学業的にも人物的にも教員として高い評価を得ているが、今後もこのレベルを維持する努力が肝要である。

点検評価で見えてきたもう1つの課題は、学部、大学院ともに制定・明示され、見直されたカリキュラム・ポリシーの組織編制をさらに明確にしていくことである。ポリシー自体も定期的に直しながら、内部質保証の向上に努めなければならない。

そのためには、この2020年度の「自己点検・評価報告書」によって、教職員皆の問題意識を高め、明確にすべきところを共有できるよう、学部、大学院研究科双方の委員会を中心に改革への道筋を作っていく必要がある。

通常の業務の中で緻密な作業と精神的疲労をともなう「自己点検・評価」をまとめてくださった委員長はじめ教職員に深く感謝の意を表したい。